

東洋大学学術情報リポジトリ Toyo University Repository for Academic Resources

中国株主代表訴訟における訴訟費用補償の問題点 「会社法司法解釈(四)」第26条の検討を中心に

著者	李 秀文
著者別名	Xiuwen LI
雑誌名	東洋法学
巻	62
号	3
ページ	237-253
発行年	2019-03
URL	http://id.nii.ac.jp/1060/00010350/



《論 説》

中国株主代表訴訟における訴訟費用補償の問題点 一「会社法司法解釈(四)」第26条の検討を中心に一

李 秀文

始めに

2005年の中国会社法改正において、株主代表訴訟制度が確立された。当時は訴訟事由、原告の資格、被告の範囲、会社への提訴請求及び不提訴事由に限って規定を設け、株主代表訴訟に関するその他の規定について触れていなかった。当該制度が中国で10年余りの運用を経て、様々な問題が生じてきた。学界と実務界の議論を重ねた結果、2017年最高人民法院により「中華人民共和国会社法の若干問題に関する適用規定(四)」(以下「会社法司法解釈(四)と称する」(1)が公布され、株主代表訴訟の当事者の訴訟地位、勝訴利益の帰属問題、及び訴訟費用の補償問題について規定した。「会社法司法解釈(四)」の第26条では、株主は会社法第151条の規定(2)により提訴された事案における訴訟請求の全部及び一部について、人民法院により支持された場合、会社は「合理的な範囲」において当該株主が訴訟に参加するための費用を負担しなければならな

李秀文 福州大学法学院、専任講師。本論文は2016年福建省社会科学規划項目《多重股東代表訴訟制度研究》(FJ2016B069); 2018年教育部人文科学研究項目《多重代表訴訟制度研究》(18YJC820040)の一部研究成果である。

⁽¹⁾ 中国では、法院が先例に従う原則を採っていないが、実務上、最高人民法院が公布した司法解 釈が最高人民法院及び下級審法院に対して拘束力を有するとされる。

⁽²⁾ 中国会社法第151条には、株主代表訴訟の訴訟事由、提訴資格、提訴請求、被告の範囲などについて規定した。

いとする。要するに、当該規定では、株主が勝訴した場合、合理的な範囲で費用補償の請求を申請できるが、敗訴した場合、補償請求ができるか否かについては、言及していなかった。敗訴した場合、会社に対して訴訟費用補償を求めることができるのか、「合理的な範囲」とは何か、いわゆる補償の範囲はいかに定めるのか、補償の方法はいかに決めるのか、「会社法司法解釈(四)」はそれらの問題に対して、明確にしていない。

中国株主代表訴訟の提訴資格は日本法上の規定と異なり、単独株主権でなく、少数株主権となっている⁽³⁾。実務上、株主代表訴訟が提起される際、訴訟手数料が財産案件とされ、スライド式を取り、株主に訴訟提起における十分なインセンティブを与えていない。当該制度を健全に運用させるため、訴訟費用の補償問題に関しては、更に検討する必要がある。本文においては上記の問題について検討し、明確にすることを目的とする。

一、中国株主代表訴訟における訴訟費用の現状

1. 中国株主代表訴訟の概要

取締役等(4)が会社に対して損害を与えた場合、本来、会社がそれらの者に対して責任追及するべきであるが、役員同士の馴れ合いにより、十分な責任追及がなされないおそれがある。そこで、中国会社法第151条において、一定の条件を満たす株主が書面により会社に対して、取締役等の責任を追及する訴えを提起することができ、会社がその請求の日から180日以内に訴えを提起しない時は、株主が会社のために取締役等に対して責任追及の訴えを提起することができると規定している。中国会社法では、取締役は会社に対して忠実義務と勤勉義務を負うと求める(中国会社法第147条)、その上、取締役が会社職務を執行するに当たり、法律、行政法規または会社定款の定めに違反し、会社に損害

⁽³⁾ 中国会社法第151条の規定では、株主代表訴訟の提訴資格は有限会社と株式会社に異なる規定 が設けられている。有限会社の株主に提訴資格の制限を設けていないが、株式会社の場合、単独 または合計で1%の株式を有すると求められる。

⁽⁴⁾ 第151条の規定により、取締役、監査役、高級管理職、他人が株主代表訴訟の対象になる。

を与えた場合、損害賠償責任を負うとする(中国会社法第149条)。

取締役が業務執行に当たり、忠実義務や勤勉義務に違反し、会社に損害を与えた場合、株主が会社の代りにその責任追及することができる。ただし、そもそも、その訴訟権限が会社に属するため、株主が訴訟を提起する前に、会社に対して訴訟追求の請求を行わなければならない。中国会社法第151条では、株主代表訴訟の訴訟事由、株主の提訴資格、訴訟請求、被告範囲などについて規定した。日本法上の規定との違いとしては、訴訟追求の対象は会社内部の役員(取締役、監査役、高級管理職(5))に限らず、外部の第三者も含まれる点である。

2. 訴訟費用の納付弁法における規定

株主代表訴訟に関する訴訟費用は主に三つの内容が含まれる。すなわち、裁判所に納める費用、弁護士費用及びその他の当事者費用(例えば、出張費用、食費、交通費など)である。裁判所に納める費用については、中国民事訴訟法第107条の規定によると、原告株主が提訴するに当たり、訴訟手数料と案件を審理する過程で発生するその他の費用⁽⁶⁾を納めなければならない。

2006年、国務院が中国民事訴訟法と行政訴訟法の関連規定に基づいて、「訴訟費用の納付弁法」(原語は「訴訟費用交納弁法」という)を制定した。当該弁法の第13条⁽⁷⁾には、民事訴訟事案が非財産案件と財産案件に分けられ、財産案件は、スライド式を取り、非財産案件は定額制を採用している。続いて、第22条には、原告が人民法院から訴訟費用を納付する通知を受ける翌日から7日

⁽⁵⁾ 会社法第216条に規定されている高級管理職の定義とは、会社の総経理、副総経理、財務責任者、 上場会社の取締役秘書及び会社定款に定めるその他の者を指す。

⁽⁶⁾ ここでいう訴訟費用には以下のようなものが含まれる。すなわち、①案件受理費(訴訟手数料)、②申請費用、③証人、鑑定人、通訳人、清算人(主に海上運送における損失を計算する人)などが、人民法院に指定された期日に出廷することにより発生した交通費、宿泊費、生活費及び欠勤の補償金などである。(訴訟費用の納付弁法第6条)

⁽⁷⁾ 第13条の規定をみれば、株主代表訴訟の訴訟手数料について言及されていないが、同条第2号の3の規定に、その他の非財産案件に分類されると、50元から100元になる。

以内に訴訟手数料を納めなければならない。第29条には、訴訟費用を敗訴側が 負担すると規定している。

株主代表訴訟の費用訴訟手数料については、中国会社法と民事訴訟法には特別な規定を設けていない。実務では、財産案件と看做され、株主が財産案件の基準に基づいて、訴訟手数料を納めているのが現状である。

原告株主が敗訴した場合、高額な訴訟費用を納めるに対して、勝訴した場合、 自己側の弁護士費用を支払うことになる。アメリカや日本と比べて、原告株主 が大きな経済的負担を負わなければならない。

3. 判例における訴訟手数料の納付現状

icourt システムで株主代表訴訟の事案を検索し、有限会社に関する案件は 436件に上る (8)。その中で、少数株主と支配株主との間の紛争が目立っている のは事実である。少数株主が多額な訴訟手数料を納めているのも一つの特徴である。以下、図表で示されているのは、いずれも有限会社の事案である。

上記図表で示された六つの案件とも株主代表訴訟が導入された後のものである。原告株主100万元(1600万円に相当する)以上の訴訟手数料を納めている場合もある。株主代表訴訟事案を非財産案件とする現状の下で、原告株主は提訴するに当たり、相当な金銭負担を負わざるを得ない。それは、少数株主にとっては、安易に支払えるものではない。一旦敗訴した場合、原告が人民法院に納める訴訟費用だけでなく、弁護士費用、調査費、旅費なども自己負担になる。仮に勝訴しても、弁護士費用も支払わなければならない。中国では、地域や弁護士事務所により、費用が異なるが、決して安くはない。

2003年の三九医薬案においては、原告株主が高額な訴訟手数料を払えないため、訴訟請求額を下げ、被告に対して2万元(35万円に相当する)のみの損害賠償を求めた。訴訟請求額を下げることにより、原告株主が訴訟手数料を納め

⁽⁸⁾ その中で、2004年に一件、2005年に二件、その他の433件は2005年会社法改正された後の事案である。

審理法院 条件事由 最高人民 取締役が会社財産を譲渡 注院 オステンドトの合外到送
 基件維多
石光强 vs. 李国亮 上海市第 被告が株主の権利濫用に 原告の一部分の請求を認めた。 が株主利益を損害 一中級人 より、提訴した。 判決理由:被告が株主の権利を濫用し、する責任の事案 民法院 25.876,650,60元及び利息の支払の連帯 責任を負う。
上海興盛実業発展 上海市第 被告が証券法第86条の規 原告收訴。 (集団) 有限会社 一中级人 定に違反し、情報開示を 判決理由:原告が自己の損失を十分に証 vs. 王斌忠証券許 民法院 履行しない状況で、新梅 明できない状況で、被告の株主権利の行 欺責任による紛争 会社の株式を購入した。 使を制限することが法律の根拠に欠け ある。
上海通强設備安装 上海市高 被告が見せ金行為をなき 原告の一部分の請求を認めた。 有限会社 vs. 太仓 級人民法 v、原告が被告に出資義 判決理由:被告が原告に対して合計 約翰亨利实业有限 院 務を負い、会社の取締役 12,404,165元の出資義務を負う。取締役 会社等会社利益の の連帯責任を負うと提訴 が連帯責任を負い、105万元の損害賠償 損害による紛争 した。 とた。
林承恩 vs. 李江山 最高人民 被告李江山が取締役の忠 原告敗訴。 等が会社利益の損 法院 実義務を違反し、原告林 判決理由:原告は被告が会社の機会を奪害による紛争 承恩が代表訴訟を提起し うことで、十分な証拠を提供していなまによる紛争 た。 本恩が代表訴訟を提起し い、忠実義務に違反することを証明できた。 た。 ない。被告の違法行為が認められない。
梁成佳 vs. 包爱国 上海市金 被告が契約に違反して、 原告敗訴。 等が会社利益の損 山区人民 会社の登記を取り消し 判決理由:原告が十分な証拠を提供して 害による紛争 法院 た。原告が高級管理職の いない、訴訟を棄却した。 損害賠償責任を求めた。

られる範囲で訴訟追求することができたが、被告に対する責任追及は一部分しかできなかった。

株主代表訴訟制度の特殊性から見ると、訴訟の結果を会社に帰属し、原告株主がその有する株式の割合による利益が得られるのみである。そもそも、株主は利益を求めて株式投資をするわけであり、多大な経済的な負担を負い、さらに敗訴の覚悟を持って訴訟を提起すること自体がごく限られる。訴訟費用制度を整えなければ、株主にとっては、訴訟を通じて会社の利益を回復する選択よりも、株式を売却して、会社から手を引いたほうがよいはずである。

三、外国法における株主代表訴訟の費用規定

1. アメリカの場合

株主代表訴訟の訴訟費用に関しては、各国の規定を見ると、中国のように財産案件とされている国が少ない。ほとんどの国の制定法や裁判上では、勝訴株主に補償を行っている。アメリカでは、株主代表訴訟の訴訟手数料は、請求金額に関係せず、一律30ドルから100ドルぐらいである⁽⁹⁾。アメリカには訴訟成功の報酬制度(contingent fees arrangement)⁽¹⁰⁾の適用により、原告株主の弁護士が勝訴または和解に限り、報酬を受け取ることになる(賠償金額または和解金額の2割または3割とくらいと言われる)。仮に敗訴した場合、弁護士に報酬を支払わなくてもよい。このような制度の下で経済力のない株主でも訴訟を提起することができる。訴訟成功の報酬制度が株主に訴訟提起のインセンティブを有する。

上述のように、原告株主が訴訟を提訴した後、訴訟手数料だけでなく、証拠 取集、書面種類の準備、交通費、宿泊費などの多額な費用が発生するはずであ る。各国の規定を見れば、代表訴訟における訴訟費用について、それぞれ異な

⁽⁹⁾ 周剣龍: 『株主代表訴訟制度論』(信山社、1996年) 77頁。

⁽¹⁰⁾ 成功報酬制とは、弁護士報酬を、依頼者が勝訴した場合にかぎって、その取得額に対する割合で支払う旨の弁護士依頼者間の明示の取決めである。田中英夫『英米法辞書』192-193頁(東京大学出版会、1991年)。

る規定が設けられている。アメリカの判例では、原告株主が勝訴した場合、会社に対して「合理的な費用(reasonable expense)」の補償を求めることができる。ただし、原告株主が訴訟費用の補償を求める前提は会社に「実質的な利益(substantial benefit)」をもたらされたと認められる場合に限る⁽¹¹⁾。「実質的な利益」は金銭的な利益だけでなく、非金銭的な救済も含まれる。例えば、会社の利益に不利な取引の解消、会社の権利を侵害するおそれのある行為を是正、当選取締役の撤回などである⁽¹²⁾。

アメリカでは、報酬制度を採っており、勝訴株主の支払う弁護士費用が会社 の損害回復額から支払われるため、弁護士の主導により提起される株主代表訴 訟が多いとも言われている。

2. 日本の場合

日本法では、濫用訴訟を防止する観点から、平成5年前に、株主代表訴訟の訴訟手数料をスライド制が採られていた。このような制度の下で、株主が訴訟の提起に敬遠していた。三井鉱山⁽¹³⁾と日興証券⁽¹⁴⁾の株主代表訴訟事案の影響を受け、平成5年の商法改正で、株主代表訴訟の訴訟手数料を訴額に関わらず一律8,200円(現在は13,000円)とした。その結果、株主の費用負担が軽減された。訴訟費用の補償については、原告株主が弁護士費用のほかに、必要な費用を会社に対して、請求できるか否かについて、学説上、争いがあったが⁽¹⁵⁾、平成5年商法改正で、原告株主は弁護士費用を含め、訴訟を行うのに必要な費用

⁽¹¹⁾ 周剣龍:『株主代表訴訟制度論』(信山社、1996年) 78頁を参照。

⁽¹²⁾ 李小寧:『公司法視角下的股東代表訴訟』(法律出版社、2009年) 181頁。

⁽¹³⁾ 第一審判決東京地判昭和61年5月29日判例時報1194号33頁。第二審判決東京高裁平成元年7月3日金判826号3頁。最高裁判決平成5年9月9日商事1332号44頁。

⁽¹⁴⁾ 第一審東京地判平成4年8月11日資料はん商事法務101号264頁、財産権上の請求とした。第二 審東京高判平成5年3月30日資料版商事法務109号71頁では、第一審の判決を取消し、非財産権 上の請求とした。

⁽¹⁵⁾ 松田二郎、鈴木忠一:「条解株式会社法(上)」(弘文堂、1959年)319頁。北沢正啓:「株主の 代表訴訟と差し止め請求権|田中耕太郎編:『株式会社法講座第3巻』(1956年)1162頁。

(訴訟手数料を除き)を支出した場合、会社に対してその費用の額の範囲内において「相当な額」の支払を請求することができると規定するようになった(日本会社法第852条1項)。これは、原告株主が会社に代位して訴訟を行い、勝訴により救済された利益は会社に帰属するからである。判例では、「相当な額」については、無制限に請求できるわけではなく、一定の限度額があると解される⁽¹⁶⁾。このように、日本の株主代表訴訟においては、原告株主にとっては、敗訴した場合のみ、弁護士費用が大きな経済負担になる。仮に、原告株主が本人訴訟を行う場合、弁護士費用が不要になるため、13,000円という低額負担で訴訟を追行することができる。嫌がらせの目的による濫用訴訟が存在しないということも否定できない。

3. イギリスの場合

2006年にイギリス会社法で、株主代表訴訟制度が明文化された。新会社法における株主代表訴訟の訴訟費用の規定はアメリカと異なり、原則として、原告と被告の両側の弁護士費用を訴訟費用に入れさせ、敗訴側が負担する⁽¹⁷⁾。そのような規定は、株主にとって、大きなリスクを負うことになるため、1975年のWallersteinerv. Moir 事案で、原告株主が会社に対して訴訟費用の補償を求める規則を確立した⁽¹⁸⁾。その後、イギリス民事訴訟規則(民事程序規则)第19.9条第7項は以下のような規定が設けられた。すなわち、原告が合理的かつ誠実に訴訟を提起した場合、仮に敗訴しても、裁判所が会社に対して原告株主に訴訟過程に発生した費用を補償すると命じることができる。

このように、イギリスでは、アメリカ法上の勝訴成功の報酬制度を採っていない。株主が訴訟追行に当たり、悪意でない限り、勝訴敗訴に関わらず、会社から一定の費用補償がもらえると規定する。その結果、原告株主の費用負担リ

⁽¹⁶⁾ 東京高判平成12.4.27金法1596号77頁を参照。

⁽¹⁷⁾ 李小寧:前掲(12)75頁を参照。

⁽¹⁸⁾ 李小寧:前掲(12)75頁を参照。

スクがかなり軽減されたが、補償金額が限られており、株主に提訴のインセン ティブを与えることができているとは言えない。

4. ドイツの場合

ドイツでは、2005年に施行された新株式法(UMAG)において、取締役の責任追及の株主代表訴訟制度が導入された。新株式法第148条では、株主が裁判所に提訴の許可を申し立てし、許可申し立ての費用に関しては、「訴えの申し立てが裁判所で棄却された場合には、申し立てた株主が許可手続の費用を負担するが、訴えが許可された場合には、会社が費用を負担することになる」とされている(19)。要するに、申し立てが許可されない場合、株主が申し立てする手続に関する費用を負担しなければならない。それは一定程度の濫用訴訟を防止できる。問題となるのは、申し立てが許可され、最終的に原告株主が敗訴した場合、訴訟に関わる全ての費用を株主が自己負担になるのかという点であるが、新株式法第148条の規定によれば、株主が悪意または重大過失により訴訟許可を得た場合を除き、会社に対して訴訟に関わる全ての費用を請求することができる。とはいえ、原告株主は、訴えの申し立ての段階で、許可が認められない場合、許可手続の費用を負担するリスクを負わなければならない、このことがドイツ法上株主代表訴訟がほとんど利用されていない要因の一つであると言われている(20)。

上述のように、諸国における代表訴訟の費用補償の規定を見れば、株主が勝訴すれば、会社に対して一定額の補償を請求できる。アメリカの報酬制度では、敗訴した場合、弁護士費用を支払わずに済む。日本法上は勝訴した場合に限り、補償がもらえる。悪意で訴訟追行する場合を除き、会社に対して損害賠償責任を負わないが、自己で弁護士費用を負担しなければならない。これに対して、イギリスやドイツの規定では、株主が悪意で提訴した場合を除き、会社

⁽¹⁹⁾ 高橋均: 『株主代表訴訟の理論と制度改正の課題』(同文堂、2008年) 202頁以下を参照。

⁽²⁰⁾ 高橋英治: 「ドイツ会社法概説 | (有斐閣、2012年) 116頁。

に対して訴訟に関わる費用の補償を求めることもできる。

四、中国株主代表訴訟における訴訟費用の問題点

1. 訴訟提訴料の規定が不合理である

株主が訴訟追行するに当たり、多大な時間と精力を消耗する。訴訟手数料のみならず、弁護士費用、交通費、調査費も支払う必要がある。上記図表で示されたように、実務では、原告株主が訴訟を提起する段階、高額な訴訟手数料を支払わなければならない。三九医薬事案のように、原告株主が訴訟手数料の費用負担を軽減するため、訴訟請求額を下げることをせざる得なかった。そのような解決方法によって原告の負担を軽減することができるが、会社の損失を全て回復させない。それに、訴訟手数料が濫用訴訟を防止する手段の一つであるとすれば、原告株主が損害賠償請求額を減らし、低額な訴訟手数料を支払って、提訴できるという方法を使えば、返って濫用訴訟が増えることにもなりかねない。

2. 勝訴株主への費用訴訟範囲が不明確

会社法司法解釈(四)が公布される前に、中国会社法では、株主代表訴訟における訴訟費用の補償問題について規定していなかったため、実務上、原告株主が巨額な訴訟手数料を納めることを鑑み、一部の地方人民法院がそれらの問題に対して、試みをした。例えば、2003年に公布された「江蘇省高級人民法院が会社法若干問題の審理に関する意見(試行)」の第78条の規定では、株主代表訴訟の請求について、人民法院が支持した場合、訴訟利益を会社に帰属させるべきであり、被告が訴訟費用を負担する。訴訟により発生したその他の合理的な費用、例えば、弁護士費用、出張などの雑費を会社が負担すべきである。人民法院が株主代表訴訟を支持しない場合、原告株主が訴訟費用を負担する。請求の一部分を支持した場合、その割合によって以上の費用を明確にする。続いて、同年6月に、上海市高級人民法院が「会社訴訟案件の審理に関する若干問題の処理意見(一)」をも公布した。第5条には、原告の請求が成立した場

合、人民法院が会社に対して原告に合理的補償を命じることができると規定する。

以上の動きに応じて、2017年に最高人民法院が公布した会社法司法解釈(四)の第26条には、株主は勝訴した場合、会社が合理的な範囲において費用補償を行う。しかしながら、会社法司法解釈(四)には、「合理的な範囲」とは何か、裁判所の審査によって決定するのか、敗訴した株主が費用の補償を請求できるのかについて特に明確にされていない。中国裁判文書サイトで株主代表訴訟の判例を調べても、訴訟費用の補償範囲について言及したものは見つからなかった。長年の議論を重ねて、公布された司法解釈であるにも関わらず、争点となることの多い規定について明確にされていないことに、疑問を感じざる得ない。

3. 敗訴株主への補償が欠ける

株主代表訴訟制度の特殊性から考えると、勝訴株主に合理的な費用を補償するのは当然であろう。しかし、原告株主が悪意なく訴訟を行い、敗訴した場合、訴訟費用を補償する必要があるか否かについても検討する余地がある。

多くの国では、敗訴側が民事訴訟費用を負担すると規定している。中国「訴訟費用の納付弁法」の第29条でも、訴訟費用を敗訴側が負担すると規定している。法律上、株主代表訴訟の訴訟手数料について、特別な規定を設けなければ、原告株主が敗訴した場合、訴訟費用を負担せざる得ない。民事訴訟法における訴訟費用の規定は原告株主に大きな影響を与えており、敗訴株主への費用の補償は特に検討を要する点である。

中国では icourt システムで346件の株主代表訴訟に関する判例を分析すると、多くの事案は有限会社で支配株主の権利濫用で少数株主の利益を侵害することであり、少数株主が嫌がらせの目的で訴訟を行うことが考えがたい。現状では、少数株主が会社及び自己の利益を救済するため、高額な訴訟手数料を納め、敗訴リスクを負いながら、利益侵害者の責任を追及している。悪意のない敗訴株主にとっては、会社から訴訟費用の補償が得られないのは不合理である

う。

五、中国株主代表訴訟に関する費用問題の改善策

中国株主代表訴訟制度が2005年の導入から10年余りの実務運用により、有限会社少数株主の権利救済に大きな役割を果たしたのは確かである。一方、制度規定の不備が、とりわけ、高額な訴訟手数料により当制度の活用を妨げていることも事実である。上記の問題点に基づき、株主代表訴訟に関する訴訟手数料や補償制度に関する改善策を論じる。

1. 訴訟手数料の改革

(1) 訴訟手数料を非財産案件にする

日本法上において、1993年の商法改正で、株主代表訴訟の訴訟手数料が改革され、非財産案件とした。これも日本で株主代表訴訟の数が急増した一因であると言われる。中国では、代表訴訟を活用させるために、株主代表訴訟の訴訟手数料の改革を行う提案もある。これに対して、学説では、見解が分かれている。原告株主の経済的負担を緩和するため、非財産案件とすべき意見が有力であるが⁽²¹⁾、最近、財産案件とした上で上限を設ける必要があるという主張もある⁽²²⁾。

「訴訟費用納付弁法」第13条からの規定によれば、非財産案件は50元から100元の間である。いきなり、訴訟手数料を非財産案件にすると、濫用訴訟が起きやすくなると考えるのが一般的であろう。しかしながら、中国株主代表訴訟の運用状態から見ると、ほとんどの案件が有限会社の支配株主と少数株主との間の紛争である。このように、支配株主が自己意思のままで会社をコントロールして、少数株主の利益を損害することがしばしば発生する。株主代表訴訟は少数株主にとって利益救済の最終手段と言える。現行規定では、少数株主の訴訟

⁽²¹⁾ 劉俊海:『新公社法的制度創新:立法争点与解釈難点』(法律出版社、2007年) 268頁。

⁽²²⁾ 王丹: 「派生訴訟資金激励問題研究 | 比較法研究2015年第5期169頁。

提起には大きな費用負担リスクがある。株式会社には、単独または合計で1%の持株要件で、その提訴資格を満たす株主が限られ、十分な濫用訴訟を防止できる。当該制度を活用させるために、原告株主の提訴ハードルを下げ、訴訟手数料を非財産案件にするのは合理的である。

(2) 担保提供制度の設置

株主代表訴訟の訴訟手数料を財産案件にする目的は濫訴防止である。実際には、株主代表訴訟の請求額が高いということを鑑み、訴訟手数料を非財産案件にすると同時に、原告株主に一定の担保提供を求める規定を設けることが考えられる。日本法上、被告が原告株主の「悪意」⁽²³⁾であることを疎明した場合に、裁判所は、原告株主に対して相当の担保提供を命じることができるとしている(日本会社法846の5条)。中国では、原告の訴訟正当性を確保する見地から、日本法上の担保提供の制度を参考するに値する。担保額の算定について、裁判所の自由裁量によるが、一般的には、予想される被告の訴訟費用、弁護士費用、訴訟追行により必要とされる雑費が基準とされる。具体的な金額は、判例により異なるが、30万元から50万元までの幅がある。「訴訟費用の納付弁法」の規定によると、財産案件がスライド制がとられているが、請求金額は2000万元を超えた場合、訴訟手数料はその0.5%で納付する⁽²⁴⁾。株主代表訴訟の請求金額はほぼ高く、原告株主が敗訴になると、訴訟費用が自己負担になるということを総合的に考えると、あまりにも高額な担保提供を命ずることは妥当ではないであろう。

⁽²³⁾ 悪意説については、高橋均:前掲(19)48頁を参照。

^{(24) 「}訴訟費用の納付弁法」第13条の規定によれば、財産案件は訴訟請求の金額により、以下の比率で納付する。1.1万元を超えない場合、50元を; 2.1万元から10万元までの場合、その2.5%を; 3.10万元から20万元までの場合、その2%を; 4.20万元から50万までの場合、その1.5%を; 5.50万元から100万元までの場合、その1%を; 6.100万元から200万元までの場合、その0.9%を; 7.200万元から500万元までの場合、その0.8%を; 8.500万元から1000万元までの場合、その0.7%を; 9.1000万元から2000万元の場合、その0.6%を; 10.2000万元超えた場合、その0.5を納付する。

2. 勝訴株主への補償内容を明確にする

中国現行規定の下で、株主代表訴訟において、原告株主が敗訴した場合、被告側の弁護士費用等に関する応訴費用を除き、その他の費用を全て負担することになる。「会社法司法解釈(四)」においては、訴訟費用の補償に関する事項について規定したが、勝訴株主に限り、敗訴株主に対して補償を与えない。株主にとって訴訟への支出と収益にはバランスが崩れ、代表訴訟の運用にマイナスの影響を及ぼす。以下において、原告株主への費用補償制度のあるべき姿について述べる。

(1)補償方法の明確

原告株主が勝訴した場合、「合理的な金額」の補償が得られるのは一般的な 考えである。ただし、原告への補償を誰が決定するのか。裁判所が直接的に会 社に対して命じるのか、それとも、原告株主の申請により、裁判所が会社に対 して命じるのか、また原告株主が会社に対して主張するのか。各国では、異な る規定がなされている⁽²⁵⁾。日本法上では、株主が会社に対して「相当な額」を 請求することができると規定する(日本会社法第852の2)。中国「会社法司法 解釈(四)」の第26条には、人民法院が原告株主請求の一部分または全部を支 持した場合、会社が株主の訴訟追行により支出した「合理的な費用」を負担す べきであると規定している。当該規定から見れば、どの方法によるのかについ て、明確にしていない。株主代表訴訟の被告は支配株主、取締役または高級管 理職である場合が多く、会社が支配株主にコントロールされ、会社が費用を補 償しないという決定をする可能性が高い。そういう状況になれば、原告株主が 被った損害の回復が確保できない。会社が補償を拒否した時、原告株主が再び 人民法院に救済を求めなければならない。そのため、人民法院が原告の申請に 基づき、会社に対して費用補償に関する事項を判決により下したほうが合理的 である。もし会社が補償を拒否した場合、株主が判決書に基づき、強制執行を

⁽²⁵⁾ 胡官奎:「論股東代表訴訟中的費用補償 | 政治と法律2014年第2期、140頁を参照。

申請すればよい。

(2)補償内容の明確

「会社法司法解釈(四)」の第26条には、「合理的な費用」という表現がなさ れ、詳細な事項を設けていない。「合理的な費用」であるため、無制限に請求 できるわけではなく、一定の限度額がある。それは原則として、訴訟追行によ り実際に生じた合理的かつ必要的な費用とされる。「合理的 | 及び「必要的 | な基準は各事案により裁判官の判断になろうが、中国各法院の裁判官能力が異 なるという実情を鑑みれば、一定の認定基準を設ける必要がある。そこで、東 京高裁が「野村證券弁護士費用求償事件控訴審」に対する判決内容を参考でき る。すなわち、「個別具体的な訴訟において、その請求額、当事者数、事案の 難易度、弁護士の手数の繁簡(口頭弁論期日の回数、提出した訴訟資料の内 容、証拠調べの内容、和解交渉の経緯、事件の終了に至るまでの期間等)、提 訴前に採った措置、訴訟の結果会社が得た利益などの諸般の事情を考慮し、弁 護士がする訴訟追行の対価として相当額であるかどうかという観点から客観的 に判断すべきである | とした⁽²⁶⁾。事案ごとに補償の幅が違ってくるが、アメリ カでは、補償を求める前提は会社に「実質的な利益」をもたらした場合に限ら れる。ここの実質的利益とは金銭的利益のみならず、非金銭的利益も含まれる と理解すべきである。原告株主の請求の全部または一部が支持された場合、弁 護士費用及び訴訟追行により生じたその他の費用(調査費、旅費等)を会社の 補償で返還されるべきである。勿論、株主が会社に求める補償は「実質的利 益」の中で、「金銭的な利益」の範囲を超えてはならない(27)。

⁽²⁶⁾ 前掲(19)351頁を参照。

⁽²⁷⁾ ALIの「分析と勧告」においては、会社が支払うべき弁護士費用やその他の訴訟費用は裁判所によって決めるが、これら費用は、原告株主が自ら獲得する額を超過すべきではないと提案している。

3. 敗訴株主にも補償を与える

株主代表訴訟制度の目的は会社損害の回復である。敗訴株主への補償については、外国の規定を見れば、以下のようなものである。アメリカでは、訴訟成功の報酬制度を取り、ほとんどの場合、原告株主が訴訟に関する事項を弁護士に任せる一方である。敗訴しても、弁護士費用を支払わなくてもいい。そのような制度の下で、株主のリスクが減り、敗訴株主に対する補償制度を設ける必要がないと考える。イギリスの規定では、悪意でない限り、敗訴株主が訴訟費用の補償を得られることで、ある程度原告株主の負担が軽減される。日本会社法は、原告株主が悪意でない限り、会社に対して損害賠償責任を負わないが、費用の補償が求められないとする。

原告株主が敗訴した場合、会社の利益が回復されないのは事実である。しかし、訴訟の脅威により取締役などの違法行為を抑制することができる⁽²⁸⁾。嫌がらせの目的で提訴することは株主代表訴訟本来の目的から逸脱し、訴訟費用の補償を行うところか、逆に損害賠償責任を求める必要がある。一方、原告株主が合理的な理由に基づく訴訟は、会社から一定程度の補償を得られる制度にする必要がある。まず、敗訴株主が人民法院に納付した訴訟手数料が明確であり、それに関する争いがなく、その一部分の補償を確保されるべきである。次に、訴訟を追行する過程において、弁護士費用、出張費、調査費などの費用について、人民法院が各事案の具体的状況に基づき、その自由裁量に任せる。

中国の有限会社では、少数株主は訴訟追行に当たり、会社の協力なしに、取締役などの違法行為の証拠収集や挙証などについて、相当困難である。株主の提訴により会社及び自身の利益を守るという意識を与え、当該制度をより活用させる観点から、敗訴株主への補償規定を設ける必要がある。

252

⁽²⁸⁾ 趙子琪:「股東代表訴訟中的費用激励問題探究」山西省政法管理幹部学院学報第29卷第3期 (2016年) 63頁。

結語

「会社法司法解釈 (四)」は長年の議論を経て制定されたものである。株主代表訴訟に関する事案の法律適用問題もその重要な部分である。前述したように、訴訟費用の負担に関して、会社が「合理的な費用」を負担すべきだと規定されたもののその範囲は未だに不明確である。

中国の実務では、株主代表訴訟の事案を「訴訟費用の納付弁法」に基づき、 財産案件としている。株主に提訴のインセンティブを与えるため、訴訟費用の 補償制度について、以下のように改革すべきであろう。まず、原告株主の費用 負担リスクを軽減させ、非財産案件とし、提訴のハードルを下げるべきであ る。次に、「合理的な費用」の範囲を、勝訴と敗訴に分けて規定すべきであ る。勝訴株主に対して、人民法院の判決により、弁護士費用及び訴訟追行によ り生じたその他の費用を会社が負担すべきであるが、原則として、訴訟により 会社にもたらされた「実質的な利益」における「金銭的利益」という範囲を超 えてはならない。悪意でない敗訴株主に対して、株主代表訴訟を活用させると 同時に、濫用訴訟を抑制するという観点から、会社は株主に対して訴訟手数料 を一定の割合で補償すべきである。その上、人民法院が各事案の具体的な状況 により、弁護士費用及び調査費などの費用について、会社が一定程度の補償を 与えることを判断する。最後に、補償方法について、「会社が負担すべき」と 規定されているが、会社がその補償を拒否した場合、株主がさらにその救済を 求めなければならない。そのため、人民法院が原告の申請に基づき、会社に対 して費用補償に関する事項を判決により下したほうがよいであろう。

—Xiuwen LI·福州大学法学院専任講師—